

## 固定資産税及び都市計画税の減免措置等に関する意見書

最近は、景気は回復したとの報道が盛んですが、経営基盤の脆弱な個人事業者及び中小零細事業者にとっては、景気の低迷は存在し、本格的な景気回復を実感するには至っていないのが現状です。

こうした中、東京都が昭和63年度から実施している小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1に軽減する措置は、既に制度として定着しています。

また、平成14年度から実施している小規模非住宅用地に対する固定資産税等を2割減免する措置は、中小零細企業者にとって、事業の継続や経営健全化への大きな力添えとなっています。

さらに、平成17年度から実施している固定資産税等の負担水準が65%を超える商業地等について、65%の水準まで税額を軽減する措置は、23区内における商業等の約6割の事業者に適用されています。これらの措置は、定住の確保や、中小零細企業等の活性化に大きな成果を上げています。

東京都がこれらの減免及び軽減措置を廃止すると、個人企業者や中小零細企業者に与える経済的、心理的影響は極めて大きく、景気に与える影響も強く危惧されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、現在の景気状況における区民の税負担感に配慮し、下記の事項を平成19年度以降も継続するよう強く要望します。

### 記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を行うこと。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を行うこと。
- 3 固定資産税・都市計画税の負担水準が65%を超える商業地等の税額軽減措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月13日

江戸川区議会議長 渡部正明

東京都知事 あて